

19 監査公表第 6 号

平成 18 年 12 月 21 日付で提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 5 日

福岡市監査委員	川	口	浩
同	高	田	保
同	竹	本	忠
同	福	田	健

第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

氏名 伊藤 弘典 氏
同 柳瀬 賢助 氏

(2) 請求日

平成 18 年 12 月 21 日

(3) 住民監査請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 下水道局経理課 大橋課長は平成 18 年 4 月 28 日、鳥飼 2 号幹線築造工事に三億四千五百四十万四千円の公金の支出を行なっております。
- (2) この行為は同局の D₀ プラン浸水対策事業の一部であります。その計画は感潮地区・鳥飼の立ち場を無視しており、同校区が下水道局と結んでいる福下第 73 号の協定にそむいて、鳥飼に無用で有害な施設を造ろうとしているからであります。同時に、それによって施設事業費の過大化が図られており、不当であります。
- (3) その結果、市に、正しい計画が行われた場合の倍額に近い損害が発生することが予測されます。
- (4) 現計画を変更し、福下第 73 号の趣旨に添って、上流側の田島、別府だけで完結する内水対策が行われることを求めます。

（「福岡市職員措置請求書」の原文を縦書きから横書きに改めたものでそのまま記載）

(4) 事実証明書

事実証明書として次の書類が添えられていました。

- ア 「鳥飼 2 号幹線築造工事」に係る支払伝票兼支払通知書（支払年月日：平成 18 年 4 月 28 日，金額：345,404,000 円）の写し
- イ 「事実証明」と題する書面
- ウ 「福岡の暮らしと自治」2006 年 11 月 15 日第 347 号

2 補正

平成 19 年 1 月 11 日付監査 1 第 986 号で，平成 18 年 12 月 21 日に住民監査請求を行った伊藤弘典氏及び柳瀬賢助氏（以下「請求人」といいます。）に対し，福岡市職員措置請求書の補正についての通知を行いました。平成 19 年 1 月 18 日に請求人より以下の補正がなされました。

(1) 補正の要旨

福岡市職員措置請求書の補正

平成 18 年 12 月 21 日提出いたしました福岡市下水道局・職員に関する措置請求の要旨のうち、1 請求の要旨（4）項を、以下のように補正いたします。

1 請求の要旨

（4）不当な公金の支出が、以下の措置で是正されることを求めます。

現計画を変更し、福下第 73 号の趣旨に添って、田島、別府地区だけで完結する内水処理施設の建設を求め、鳥飼 2 号幹線の既工分は、当初計画から用途を変更し、現行草ヶ江ポンプ場の滞留池と並ぶ、田島、別府も含む機能的な排水調整施設として活用されることを求めます。

（「福岡市職員措置請求書の補正」の原文を縦書きから横書きに改めたものでそのまま記載）

(2) 事実証明書

補正に際し，事実証明書として次の書類の写しが添えられていました。

ア 「福岡市職員措置請求書の補正」と題する書類の次に，「資料一覧」として記載されているもの

福下第 73 号 昭和 54 年 1 月 23 日

下水道局の雨水整備 Do プラン 平成 12 年 11 月

別府，田島へ水防策で連携の依頼 平成 17 年 8 月上旬

下水道幹線工事受け入れに当たって 平成 17 年 8 月上旬

幹線工事について下水道局に請願 平成 17 年 10 月 24 日

合流式のままを拒否、校区内に呼びかけ 平成 17 年 10 月 20 日

別府、田島に分流化を呼びかけ 平成 17 年 10 月 20 日

福岡市公聴課へ訴え 平成 17 年 11 月 4 日
記者クラブへ 平成 17 年 11 月 17 日
水害対策委員会の主張に対する市の見解 平成 17 年 11 月 24 日
「市の見解」を退ける 平成 17 年 12 月 14 日
下水道計画、変更を求める 平成 18 年 1 月 9 日
市の工事説明の経過、地元了解の有無 平成 18 年 1 月 18 日
敢て行政の、明晰を促す 平成 18 年 3 月 27 日

イ その他，『「二重構造」に見えた硬直的な行政』と題した書面など

- 3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与
平成 19 年 1 月 26 日に請求人から陳述を受けました。なお，新たな証拠の提出はありませんでした。

第 2 要件審査

1 請求の対象となっている事項について

住民監査請求において監査を求めることができるのは，地方自治法第 242 条第 1 項によると，違法若しくは不当な公金の支出，財産の取得・管理・処分，契約の締結・履行若しくは債務その他の義務の負担，又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実若しくは財産の管理を怠る事実とされています。

福岡市職員措置請求書，補正書及びそれらの添付資料(以下「請求書等」といいます。)から，請求人は平成 18 年 4 月 28 日に行われた「鳥飼 2 号幹線築造工事」に係る 345,404,000 円の支出を監査の対象とするよう求めているものと思われませんが，その違法性又は不当性については明確に主張されていません。

しかしながら，福岡市下水道局が福岡市雨水整備緊急計画(雨水整備 Do プラン)の一環として，鳥飼地区等において鳥飼 2 号幹線築造工事(以下「本件工事」といいます。)等を整備しようとする計画(以下「本件工事等の整備計画」といいます。)の不当性の主張がなされており，請求書等に記載された事項を総合的に判断すると，請求人は当該計画の不当性が公金の支出をも不当とするという趣旨で監査請求をしていると理解し，当該公金の支出を監査の対象とすることとしました。

2 その他の要件について

請求人は福岡市の住民であること，必要な措置についての記載があること，請求期間の要件を満たしていることなど，住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第 242 条に規定された要件等については満たしていることを確認しました。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査の対象となる財務会計上の行為について

本件住民監査請求において監査を求められた，平成 18 年 4 月 28 日に行われた「鳥飼 2 号幹線築造工事」に係る 345,404,000 円の支出（以下「本件支出」といいます。）を監査対象とします。

(2) 着眼点

- ア 本件支出に関し，不当な点があるか。
- イ 上記アの結果を踏まえ，市に損害が発生しているか。
- ウ 以上の結果を踏まえ，求められた措置を行う必要があるか。

2 事情聴取

(1) 関係職員の陳述

平成 19 年 1 月 26 日に，下水道局長，下水道局総務部経理課長（以下「経理課長」といいます。）ほか関係職員から陳述を聴取しました。

(2) 関係職員聴取

下水道局の関係職員から事情を適宜聴取しました。

第 4 監査の結果

1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については，次のとおりです。

(1) 本件工事の概要

ア 契約内容等について

契約書名	建設工事請負契約書	
工事名	鳥飼 2 号幹線築造工事	
延長	547.6m（鳥飼ポンプ場の予定地から城南区役所南東側交差点まで）	
管径	仕上がり内径 2,600 mm	
工期	当初	平成 16 年 8 月 13 日から平成 18 年 2 月 3 日まで
	最終	平成 16 年 8 月 13 日から平成 18 年 11 月 15 日まで
工法	泥土圧式シールド工法	
請負業者	東急・藤原建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）	
請負金額	当初	1,144,500,000 円
	最終	1,158,478,650 円

また，本件工事は，市議会における議論や法定の手続き等を経て決定された以下の計画に基づいて実施されていました。

(ア) 福岡市雨水整備緊急計画（雨水整備 Do プラン）

平成 11 年 6 月 29 日に発生した浸水被害の実態等を踏まえ、地域を重点化し、緊急的に取り組む雨水整備計画を策定して早急に実施することにより、浸水被害を軽減し、市民の生命・財産を守るとともに、政治、経済、文化、情報等が集積した都市機能を確保することを目的としています（対象地区 138 地区）。計画期間は、平成 12 年度から概ね 10 箇年で実施していくこととされています。

本計画は平成 12 年度に策定され、平成 12 年第 5 回福岡市議会定例会（平成 12 年 12 月 11 日～同月 18 日）において、第 5 委員会に報告されています。

(イ) 都市計画法に基づく福岡都市計画下水道の変更

(a) 変更内容：鳥飼ポンプ場ほか 2 ポンプ場の追加及び魚の町ポンプ場ほか 3 ポンプ場の廃止

(b) 変更手続の概要

区 分	変更手続の内容	根拠条文
平成 14 年 10 月 15 日	都市計画案に係る福岡市長から福岡県知事への事前協議申出	都市計画法第 21 条第 2 項 同 法第 19 条第 3 項
平成 14 年 11 月 6 日	都市計画案に係る福岡県知事から福岡市長への回答	同上
平成 14 年 11 月 7 日 ～ 平成 14 年 11 月 21 日	福岡市長による都市計画案の公告（福岡市公報への掲載、市民への縦覧）	都市計画法第 21 条第 2 項 同 法第 17 条第 1 項
平成 14 年 12 月 2 日	福岡市都市計画審議会による都市計画案の審議	都市計画法第 21 条第 2 項 同 法第 19 条第 1 項
平成 14 年 12 月 11 日	都市計画案に係る福岡市長から福岡県知事への協議申出	都市計画法第 21 条第 2 項 同 法第 19 条第 3 項
平成 14 年 12 月 19 日	都市計画案に係る福岡県知事から福岡市長への同意	同上
平成 14 年 12 月 26 日	福岡市長による都市計画の告示（福岡市公報への掲載）	都市計画法第 21 条第 2 項 同 法第 20 条第 1 項

(ウ) 下水道法に基づく事業計画の変更認可

(a) 変更内容：鳥飼 2 号幹線ほか 7 幹線の新設及び中部 2 号幹線ほか 2 幹線の変更並びに鳥飼ポンプ場ほか 3 ポンプ場の新設及び魚の町ポンプ場ほか 3 ポンプ場の廃止

(b) 変更認可手続の概要

区 分	変更認可手続の内容	根拠条文
平成 15 年 3 月 18 日	福岡市長から国土交通省九州地方整備局長への変更認可の申請	下水道法第 4 条第 1 項
平成 15 年 4 月 23 日	国土交通省九州地方整備局長から福岡市長への変更認可	同上

(I) 都市計画法に基づく都市計画事業に係る事業計画の変更認可

(a) 変更内容：福岡市城南区鳥飼五丁目の一部（鳥飼ポンプ場建設予定地）ほか17地区の事業地の変更及び早良区大字石釜字大畑の一部ほか2地区の事業地の追加

(b) 変更認可手続の概要

区 分	変更認可手続の内容	根拠条文
平成 15 年 9 月 5 日	福岡市長から福岡県知事への認可の申請	都市計画法第 63 条第 1 項
平成 15 年 9 月 16 日	福岡県知事から福岡市長への変更認可	同上

イ 工事請負契約の変更等について

契 約 日	契約金額（円）	内 容
平成 16 年 8 月 12 日（当 初 契 約）	1,144,500,000	-
平成 18 年 1 月 25 日（工 期 変 更）	1,144,500,000	工期を平成 18 年 8 月 31 日まで延長
平成 18 年 3 月 23 日（契約金額変更）	1,152,569,250	契約金額を 8,069,250 円増額
平成 18 年 8 月 25 日（工 期 変 更）	1,152,569,250	工期を平成 18 年 11 月 15 日まで延長
平成 18 年 11 月 14 日（契約金額変更）	1,158,478,650	契約金額を 5,909,400 円増額

本件の建設工事請負契約書に基づく契約（以下「本件契約」といいます。）は、地方公営企業法、福岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 61 年福岡市条例第 23 号）及び福岡市契約事務規則（昭和 39 年福岡市規則第 16 号）等の規定に基づき、下水道局建設部中部建設課（以下「中部建設課」といいます。）職員の起案、市長の決裁により本件工事の施行（工期・設計金額等）の決定がなされた後、中部建設課の依頼を受けた財政局財政部契約課（以下「契約課」といいます。）職員による起案及び財政局長の決裁を経て締結されておりました。

なお、本件契約については、平成 16 年第 4 回福岡市議会定例会（平成 16 年 9 月 8 日～同月 16 日）において、第 5 委員会に報告されておりました。

ウ 支出について

区 分	支 出 日	支出の方法	支出額（円）
1 回目	平成 16 年 9 月 17 日	前金払	246,222,000
2 回目	平成 17 年 5 月 11 日	前金払	211,577,000
3 回目	平成 18 年 4 月 28 日	部分払	345,404,000
4 回目	平成 19 年 1 月 12 日	完了払	355,275,650
合 計			1,158,478,650

本市の一般的な公金の支出は、地方自治法上、市長の権限とされる「支出負担行為（地方自治法第 232 条の 3）」及び「支出命令（地方自治法第 232 条の 4 第 1 項）」並びに収入役の権限とされる「支出（狭義の支出）（地方自治法第 232 条の 4 第 2 項）」の 3 つの段階に分類できます。

本件工事を含む下水道事業については，地方公営企業法，福岡市下水道事業の設置等に関する条例及び福岡市下水道事業会計規則（昭和 61 年福岡市規則第 31 号）等に基づき，支出（狭義の支出）については，経理課長が企業出納員としての権限で行うこととされており，上記の支出（狭義の支出）についても，本件契約及び関係規定に基づき，中部建設課長による債務の確認等が行われた後，経理課長の権限で行われていました。

なお，請求人は上記のうち 3 回目の支出（狭義の支出）についてのみを対象として監査を求めています。この支出は，以下の手続きを経て行われていました。

区 分	手続きの内容
平成 18 年 3 月 15 日	債権者（共同企業体）から中部建設課へ本件工事の部分払申請書の提出
平成 18 年 3 月 28 日	財政局財政部検査課の職員による部分払確認検査の実施
平成 18 年 4 月 19 日	債権者から中部建設課へ部分払の請求書の提出
平成 18 年 4 月 19 日	中部建設課長による債務の確認，支払伝票の作成・発行
平成 18 年 4 月 19 日	支払伝票及び支出証拠書類を経理課企業出納員である経理課長へ送付
平成 18 年 4 月 21 日	経理課長による支払伝票及び支出証拠書類の審査，確認
平成 18 年 4 月 28 日	福岡市下水道事業総括出納取扱金融機関に支払いのための所要の手続き
平成 18 年 4 月 28 日	債権者へ 345,404,000 円の支払い

2 事情聴取の結果

本件支出に関して，関係職員の陳述及び関係職員聴取を行った結果は，以下のとおりです。

(1) 下水道局の説明

ア 本件支出についての経理課長による説明

下水道事業に係る公金の支出については，福岡市下水道事業会計規則第 4 条第 1 項に基づき，市長の権限に属する事務のうち企業出納員への委任を受けた「経理課企業出納員」，つまり経理課長が，関係課長から同規則第 45 条，第 46 条及び第 47 条の規定に基づき送付された支払伝票及び支出証拠書類を，同規則第 48 条の規定に基づいて審査を行い，適正であることを確認したうえで，同規則第 48 条の 2 第 1 項の規定に基づき，支出するものである。

今回，本件工事において，平成 18 年 4 月 28 日に支出した 345,404,000 円については，平成 18 年 4 月 19 日に本件工事に係る債権者から支払いの請求を受けたものであり，福岡市下水道事業会計規則第 45 条及び第 46 条に基づき，本件工事の担当である中部建設課長が債務の確認，支払伝票の作成及び発行を行った後，同規則第 47 条に基づき，支出証拠書類を添えて「経理課企業出納員」である経理課長に送付したものである。

送付を受けた「経理課企業出納員」である経理課長が，同規則第 48 条の規定に基づき支払伝票及び支出証拠書類を審査し，これらが適正であることを確認したう

えで、同規則第 48 条の 2 の第 1 項に基づき、福岡市下水道事業総括出納取扱金融機関に支払いのための所要の手続きを行い、債権者に対し公金の支出をしたものである。

従って、当該公金の支出については、何ら問題はないと考えている。

イ 鳥飼 2 号幹線及び鳥飼ポンプ場に係る計画概要並びに鳥飼 2 号幹線の工事概要について

鳥飼 2 号幹線及び鳥飼ポンプ場については、鳥飼、別府、田島地区(以下「当地区」という。)における浸水対策のため、新たに計画したものである。法手続きとして、平成 14 年 12 月 26 日に都市計画決定を行い、平成 15 年 4 月 23 日に下水道法の事業認可を、平成 15 年 9 月 16 日に都市計画法の事業認可を取得している。

施設計画については、計画対象降雨として、10 年確率降雨で 1 時間あたり 59 ミリである。主な施設として、鳥飼 2 号幹線は内径が 1,650mm から 2,600 mm で、延長は 1,560m としており、鳥飼ポンプ場は流域面積約 67 h a で、排水能力は毎秒 12m³としている。

鳥飼 2 号幹線の工事概要については、工事名：鳥飼 2 号幹線築造工事、延長：鳥飼ポンプ場の予定地から城南区役所交差点までの 547.6m、管径：仕上がり内径 2,600mm、工期：平成 16 年 8 月 13 日から平成 18 年 11 月 15 日まで、工法：泥土圧式シールド工法、請負業者：東急・藤原建設工事共同企業体、請負金額：1,158,478,650 円である。

別添資料(末尾に添付した草ヶ江排水区流域図。以下「図面」という。)は、草ヶ江排水区の流域図を示したものであり、図面の上の方から鳥飼地区、中ほどが別府地区、下の方が田島地区となっている。

当地区については、平成 11 年 6 月の大雨により、市内各所で浸水被害が発生したことから、緊急的に浸水対策に取り組むために作成した「雨水整備 Do プラン」において重点地区として位置付けており、これまでの 5 年に一度の降雨から 10 年に一度の降雨に対応するよう、雨水排水計画の見直しを行っている。

図面の青色の破線で囲んだ区域が概略の浸水範囲であり、平成 11 年 6 月の大雨では、これらの箇所浸水した戸数が約 132 戸となっている。

当地区は、田島から別府、鳥飼地区へと緩やかな下り勾配をもった地形となっており、この傾斜に沿って雨水が流れていく。

下水道管渠は、自然流下を原則とするため、地形に沿った配置計画を行うものであり、当地区の既存の下水管についても、このような地形の傾斜を活かして整備している。

図面の黒色の破線で表示したものが、主要な既存の下水管であり、当地区の雨水は、現在、この下水管を經由し草ヶ江ポンプ場から樋井川へ排水している。

雨水排水計画の見直しにあたっては、これらの地区から草ヶ江ポンプ場へ集水している既設の下水管や既存のポンプを活かし、この能力を上回る雨水量を排除する施設として、新たに鳥飼 2 号幹線や鳥飼ポンプ場などを計画したものである。

鳥飼ポンプ場は、図面の右上に記載した位置としており、鳥飼 2 号幹線は、図面

の赤色と緑色の実線で表示しており，この赤色部分が上記の「鳥飼 2 号幹線の工事概要」のところで説明した内容で，平成 18 年 11 月に完了しているところである。

ウ 本請求に係る請求人の主張に対する考え方について

(ア) 「鳥飼 2 号幹線及び鳥飼ポンプ場が鳥飼に無用で有害な施設である」との主張について

当地区の雨水排水は草ヶ江ポンプ場を經由して樋井川へと流れていく。草ヶ江ポンプ場北側の鳥飼橋付近における大雨時の河川水位に対し，当地区の地盤高が約 50 c m ほど低くなっており，ポンプによる強制排水が必要な地区である。

現在，草ヶ江ポンプ場が稼働しているが，従来の 5 年に一度の大雨から 10 年に一度の大雨に対応した雨水排水計画へ見直すと雨水量が増加するが，既設の下水管や草ヶ江ポンプ場はこれを排水する能力がないため，増加する雨水量相当を排水できる幹線管渠やポンプ能力が必要となる。

しかしながら，増加する雨水量を草ヶ江ポンプ場に流入させるために既存の下水道幹線等を増強することは，現在の道路形態や地下埋設物の状況などから非常に困難であり，また，草ヶ江ポンプ場の増強を行うとしても，現在地では用地が不足するとともに，拡張する用地も確保できないことや現在のポンプ設備の配置状況から非常に困難であることなどから，新たに鳥飼 2 号幹線や鳥飼ポンプ場を新設するよう計画したものであり，当地区の浸水対策のために，必要不可欠な施設であると考ええる。

(イ) 「新たに設置する鳥飼 2 号幹線や鳥飼ポンプ場の能力が過大ではないか」との主張について

この排水計画の見直しに際しては，地形や道路区画に応じて小さく区画した流域をもとに，この区画ごとの雨水量を上流から下流方向へ詳細に計算し，既設下水管の能力を上回る箇所から，新たに計画した鳥飼 2 号幹線系統の新設管により順次集水していきながら区域を検討した結果，既設下水管の排水能力に見合う区域として，上記イの図面のオレンジ色で囲んだ約 70 h a を草ヶ江ポンプ場の流域とし，残りの黄色で囲んだ約 67 h a を鳥飼ポンプ場として確定したものであり，適正な計画であると考ええる。

(ウ) 「鳥飼地区を切り離し上流の別府，田島地区だけで計画をすべき」との主張について

当地区が田島から別府，鳥飼地区へ緩やかに傾斜した地形となっており，この地形に沿って埋設された既存下水管を出来るだけ有効に活用すること及び，新たなポンプ場用地として現在整備中の鳥飼ポンプ場の用地以外に適地がなかったことなどの諸条件を総合的に検討した結果，従来のように当地区を一体として計画を行ったものであり，新たに鳥飼 2 号幹線や鳥飼ポンプ場を設置することが効率的かつ経済的であると考ええる。

(I)「現計画を変更し、鳥飼2号幹線を田島、別府地区を含む排水調整施設に活用すべき」との主張について

鳥飼2号幹線は、鳥飼、別府、田島地区の既存の下水道の能力を上回る雨水量を排水する管として計画しているが、これを貯留管として活用するとしても、貯留容量が相当不足し、当地区の浸水被害の軽減にはほとんど寄与しないことから、別途雨水排水管などが必要になる。

また、雨水排水計画の策定に当たっては、10年に一度の大雨に対応する雨水量までは速やかに排除させる、いわゆる流下型によることを基本としており、当地区の浸水対策において、貯留管として活用することは不適當であると考えます。

(オ)「福岡市が昭和54年1月に鳥飼校区に対して発した文書に背いている」との主張について

本文書は、いくつかの項目について検討・確認し、その主旨の実現に向けて努力していく旨を示したものである。

中でも、今回計画している鳥飼ポンプ場は、下水処理場ではなく雨水排水のポンプ場を建設するものであり、計画策定時から地元の方々への説明会を行い、鳥飼2号幹線などの工事施工に際しても、再三、請求人を含む自治協議会の方々へ説明会などを行ってきており、地元の方々から、一定のご理解を頂いているものと考えており、今回の計画が、この文書の主旨に反するものとは考えていない。

エ その他

下水道局においては、市民が安全に安心して生活できるよう、浸水対策を最重点に事業を推進しているところであり、平成11年6月29日の大雨による浸水被害が重大であった市内59箇所のうち、未だ対策に着手していない地区が10地区ほどある中で、当地区については、率先して対策に取り組んで来たところであり、一刻でも早く、雨水排除能力の向上を図りたいと考えている。

3 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認し、及び関係職員等の事情聴取を行った結果に基づき、本件請求について次のように判断します。

(1) 本件支出に関し、不当な点があるか。

ア 本件支出の不当性について

本件支出は、中部建設課の職員により起案された「支払伝票兼支払通知書」により下水道局総務部経理課の審査を経て同課の大橋課長が企業出納員として決裁することにより平成18年4月28日に共同企業体に支払われています。この支払いは、下水道局からの説明等にもあるとおり、本件契約に基づき、平成18年4月19日に共同企業体から部分払の請求書が提出されたことにより、本件契約及び地方自治法、

地方公営企業法，福岡市下水道事業の設置等に関する条例，福岡市下水道事業会計規則等の関係規定に則って行われており，本件支出について不当といえる事由はありませんでした。

イ 本件支出の前提となる本件契約について

請求人は，浸水対策事業として作成された本件工事等の整備計画の不当性をもって本件支出の不当性を主張しているものと思われ，本件契約の不当性については主張していませんが，本件支出は，本件工事等の整備計画に基づいて支払う義務が生じたのではなく，本件契約に基づいて生じた債務の一部を履行したものです。

したがって，本件契約についても確認したところ，本件契約は本件工事等の整備計画を実現するため，その一部である本件工事を行うことを目的として，共同企業体との間で平成 16 年 8 月 12 日に締結されており，本市の契約手続きは，契約課の職員による起案に基づき，財政局長の決裁により行われていました。本件契約の締結は，地方自治法，地方公営企業法，福岡市下水道事業の設置等に関する条例等の関係規定に則って適切に行われていました。

ウ 本件契約の前提となる本件工事等の整備計画の不当性について

請求人は，上記イで述べたとおり，本件工事等の整備計画の不当性をもって本件支出の不当性を主張しているものと思われ，下水道局の説明によると，雨水整備 Do プランについては平成 12 年第 5 回福岡市議会定例会において第 5 委員会に報告され，また，本件工事については平成 16 年第 4 回福岡市議会定例会において本件契約の締結に関する報告の中で第 5 委員会に説明されてきました。さらに本件工事等の整備計画については，福岡市長による都市計画法に基づく福岡都市計画下水道の変更等の手続きを経て決定されたものであり，これらの手続きは，国土交通省九州地方整備局長や福岡県知事による認可などに基づいて行われていたことなどが分かりました。このようにいわゆる行政法に基づく行政上の手続きを経て策定された計画の当不当については，原則として，住民監査請求に基づいて監査を実施する場合における監査委員の判断の域を超えたものと考えます。

したがって 本件工事等の整備計画について不当ということはできませんでした。

以上のことから，本件支出について不当な点があるとは認められませんでした。

(2) 上記の結果を踏まえ，市に損害が発生しているか。

(1)で述べたとおり，本件支出に関し不当な点があるとは認められませんが，市に損害が発生しているということも認められませんでした。

(3) 以上の結果を踏まえ，求められた措置を行う必要があるか。

(1)，(2)で述べたとおり，本件支出が不当であるとは認められず，福岡市に損害が発生していることも認められませんでしたので，請求人が求めているように現計画を変更するなどの措置を市長に勧告する必要はないと判断します。

4 結論

以上のことから，請求人の主張は理由がないと判断します。